

浜松市児童相談所の児童福祉司の数を定める要綱

(児童福祉司の数)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第13条第2項の規定に基づき、浜松市児童相談所の児童福祉司の数は27人とする。

(指導及び教育を行う児童福祉司の数)

第2条 法第13条第6項の規定に基づき、浜松市児童相談所の指導及び教育を行う児童福祉司の数は6人とする。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。